

## 南相馬市みらい育成修学資金条例（現行条例）

平成30年9月28日

条例第36号

改正 令和2年12月16日条例第45号

## 目次

第1章 総則（第1条及び第2条）

第2章 修学資金の貸付け等（第3条—第14条）

第3章 修学資金の給付等（第15条—第23条）

第4章 雑則（第24条—第26条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（次号の短期大学を除く。）をいう。
- (2) 短期大学 学校教育法第108条に規定する短期大学をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (4) 高等専門学校 学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (5) 専修学校 学校教育法第124条に基づき設置された機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、福祉、栄養の指導、保育、語学、情報処理、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限2年以上の専修学校の高等課程、専門課程及び一般課程をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第2条、同法第3条、同法第5条及び同法第6条に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師及び市長が別に定める医療関係者をいう。
- (7) 看護師等養成施設 看護師等を養成する学校又は養成所であつて、次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 保健師等法第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した大学
  - イ 保健師等法第19条第2号、同法第20条第2号又は同法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所
  - ウ 保健師等法第22条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所
  - エ 医療関係者を養成する学校又は養成所

- (8) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院
- (9) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (10) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師をいう。
- (11) 保育士等養成施設等 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設並びに幼稚園教諭を養成する大学、短期大学及び専修学校をいう。ただし、通信制によるものを除く。
- (12) 私立保育園等 次のいずれかに該当する施設のうち私立の施設をいう。
  - ア 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、県知事の認可を得ている認可保育所
  - イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
  - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
  - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (13) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
  - イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
  - エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
  - オ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所
  - カ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所
  - キ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項に規定する通所介護又は同法第115条の45第1項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所
  - ク 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所
  - ケ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所
  - コ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
  - サ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所

- シ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）
- セ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）

## 第2章 修学資金の貸付け等

（修学資金の貸付けの種類及び貸付額）

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

- (1) 育英資金
- (2) 看護師等修学資金
- (3) 保育士等修学資金

2 前項の修学資金の貸付金は、無利息とする。

（育英資金の対象者）

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付け又は給付を受けていない者
- (5) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

（看護師等修学資金の対象者）

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあつては歯科医業を除く場所）（以下「指定医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県保健師等修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による看護師等修学資金の貸付けを受けることができない。

（保育士等修学資金の対象者）

第6条 第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、保育士等養成施設等に在学している者であって、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による保育士等修学資金の貸付けを受けることができない。

(修学資金の貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、第9条に規定する契約に定める期間とする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第8条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、南相馬市みらい育成修学資金審査会（以下「審査会」という。）に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。
- 3 審査会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(契約の締結)

第9条 修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、当該貸付けにつき市長と契約を締結しなければならない。

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
  - (3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等又は高等学校を退学したとき。
  - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
  - (6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - (7) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
  - (8) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないとき。
- 2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第11条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するとき、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業したとき。
  - (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- 2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するとき、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに

一括して返還しなければならない。

- (1) 看護師等修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- (3) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得しなかったとき。
- (4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事しなかったとき。
- (5) 第13条第2項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第2項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。

3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 保育士等修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- (3) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等に従事しなかったとき。
- (4) 第13条第3項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

（返還債務の履行猶予）

第12条 市長は、育英資金の貸付けを受けた者（以下「育英資金被貸付者」という。）が大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業後、直ちに上級学校に進学したとき 当該上級学校に在学している期間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 免許取得後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後引き続き他の看護師等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (4) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看

看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

(3) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間  
(返還債務の当然免除)

第13条 市長は、育英資金被貸付者が、次に掲げる全ての要件に該当するときは、規則で定める手続により、育英資金の返還の債務の一部を免除することができる。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に、育英資金の貸付けを受けた期間と同期間継続して市内に住所を有していること。

(2) 前号に規定する市内に住所を有している間、就業していること。

(3) 育英資金の返還を滞納していないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) この条例による修学資金の給付を受けていないこと。

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したとき。ただし、授業料相当の資金以外の修学資金の貸付けに係る保育士等の業務従事期間は、2年とする。

(2) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事し、その後引き続き私立保育園等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなっ

たとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 市長は、育英資金修学生又は育英資金被貸付者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、相当期間保育士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

第3章 修学資金の給付等

(修学資金の給付の対象者)

第15条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者

(2) 経済的理由により修学が困難と認められる者

(3) 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者

(4) 世帯に市税等の滞納がない者（分割納付誓約をしている者を除く。）

(5) 国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者

(6) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

(修学資金の給付額)

第16条 修学資金の給付額は、別表第2に定める額とする。

(修学資金の給付期間)

第17条 修学資金の給付期間は、修学資金の給付を開始した日の属する月から修学資金の給付を受給する者の正規の修業期間が終了する日の属する月までとする。

(給付の申請及び決定)

第18条 修学資金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に諮ってこれを決定し、本人に

通知するものとする。

(給付の継続)

第19条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者で、修学資金の給付の継続を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、修学資金の給付の継続について準用する。この場合において、「申請」とあるのは「継続申請」と読み替えるものとする。

(給付の休止)

第20条 第10条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。

(給付の打ち切り)

第21条 市長は、修学資金の給付を受けている者（以下「修学資金給付受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の給付を打ち切り、給付を受けた修学資金を市長が指定する期日まで一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、審査会に諮り、打ち切りの可否を判断することができる。

(1) 死亡又は退学したとき。

(2) 傷病等のために成業の見込みがないとき。

(3) 学業成績又は操行が不良となったとき。

(4) 修学資金の給付を必要としない理由が生じたとき。

(5) 休学又は転学の理由が適当でないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金給付受給者として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による修学資金の給付の打ち切りを決定したときは、規則で定める手続により修学資金給付受給者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

(修学資金給付の返還免除)

第22条 市長は、修学資金給付受給者が死亡、疾病等のために修学資金の給付の打ち切りとなったときは、遺族又は本人からの願い出により、給付した修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(異動の届出)

第23条 修学資金給付受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

#### 第4章 雑則

(書類の提出)

第24条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資



金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第25条 市長は、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者が正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前項の規定により計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金のうち就職準備の資金の貸付けに関する規定、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 修学資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(平成30年度の保育士等修学資金就職準備資金の対象者)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年度に係る保育士等修学資金の就職準備の資金の貸付けの対象者は、この条例の施行の日以後に就職が決定した者とする。

(検討)

4 市長は、令和4年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び南相馬市育英資金貸付条例の廃止)

5 南相馬市看護師等修学資金貸与条例(平成25年南相馬市条例第9号)及び南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)は、廃止する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による廃止前の南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び廃止前の南相馬市育英資金貸付条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例の規定によって決定された償還方法は、なお従前の例による。

8 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第13条第1項の規定の適用を受けることができる。

（南相馬市附属機関設置条例の一部改正）

9 南相馬市附属機関設置条例（平成18年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

10 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南相馬市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

11 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年12月16日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 1 育英資金

区分	貸付額
大学（医師及び獣医師）	月額60,000円
大学又は短期大学	月額48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額35,000円
高等学校	月額18,000円

##### 2 看護師等修学資金

区分	貸付額
第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在所又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内
第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内
看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

##### 3 保育士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
入学資金	400,000円以内
就職準備の資金	400,000円以内

別表第2（第16条関係）

区分	給付額
大学	月額40,000円